# ご存じですか?



# 男女供同參画 苦情処理制度

越谷市では「男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画に関する苦情や相談について、 中立・公平な立場の苦情処理委員が申し出をお受けします。

> 男女共同参画の 視点で、市の 制度を改善して ほしい

「男だから」 「女だから」 性別で差別する のはおかしい

あのポスターの 表現は性差別 じゃないかな?

性別で待遇が 違うのは納得 できない





**費用無料** プライバシーは 守ります

#### 調査・処理の対象にならない事項

- 他の機関に権限があることや、すでに他の機関で決定したこと
- 判決、採決などにより確定した事案に関する事項
- 裁判所において係争中の事案、または行政庁において不服申し立て審理中の事案に関する事項
- 国会または地方公共団体の議会に請願、 陳情などを行っている事項
- 苦情処理委員がおこなった苦情などの 申出の処理に関する事項
- ◆ その他処理することが適当でないと苦情 処理委員が認める事項

# 苦情申出人(市民·事業者)

## 申出書提出

(窓口持参・郵送・電子申請・口頭申出)

助言処理結果の通知

## 男女共同参画苦情処理委員

申し出をした本人や関係者(相手方)からお話を伺い、男女 共同参画の視点から公平公正に検討し、迅速に処理します

- 意見表明
- 施策の改善
- 勧告
- •
- あっせん

調整

● 是正の要請

市の機関 || 関係者

#### お問い合わせ・申出先

越谷市市長公室 人権・男女共同参画推進課(〒343-8501 越谷市越ケ谷四丁目2番1号) 電話:048-963-9113 FAX:048-965-8028 Email:jinkendanjo@city.koshigaya.lg.jp 高端



#### 男女共同参画に関する苦情申し出書

年 月 日

越谷市男女共同参画苦情処理委員 宛

住所申出人氏名電話番号

越谷市男女共同参画推進条例施行規則第5条の規定により、次のとおり苦情の申し出をします。

なお、この申し出について調査を行う際に、越谷市男女共同参画苦情処理委員が、 苦情の申し出に係る私の個人情報を市の機関又は関係者に限り提供し、又は収集する ことについて(同意します。・ 同意しません。)

申し出の内容	
申し出に係る事案があった日	年 月 日 (市の施策に対する苦情の申し出の場合は、記載の必要はありません。)
他の機関への相談等の状況	<ul><li>□ 相談している</li><li>相談機関名</li><li>□ 相談していない</li></ul>
備考	

※ 申出人の住所及び氏名については、事業者にあっては、事業所の所在地、名称及 び代表者の氏名を記入してください。